

監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 250</p> <p style="text-align: center;">財務諸表監査における法令の検討</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第9号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 法令遵守に対する責任》(第3項から第9項参照) (省 略)</p> <p>《(2) 監査人の責任》 (省 略)</p> <p>A5. 監査人は、特定の法令に基づいて、財務諸表監査の一環として、企業が法令を遵守しているかどうかに関して特に報告が要求されていることがある。その場合、監査基準報告書 700「財務諸表に</p>	<p>監査基準報告書 250</p> <p style="text-align: center;">財務諸表監査における法令の検討</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第9号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 法令遵守に対する責任》(第3項から第9項参照) (省 略)</p> <p>《(2) 監査人の責任》 (省 略)</p> <p>A5. 監査人は、特定の法令に基づいて、財務諸表監査の一環として、企業が法令を遵守しているかどうかに関して特に報告が要求されていることがある。その場合、監査基準報告書 700「財務諸表に</p>

新	旧
<p>対する意見の形成と監査報告」第 43 項又は監査基準報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」第 10 項は、このような監査上の責任についての監査報告書における記載について規定している。さらに、法令に基づく特定の報告が求められている場合、監査計画にこれらの法令遵守に対する適切な検討を含めることが必要になる場合がある。</p>	<p>対する意見の形成と監査報告」第 39 項又は監査基準報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」第 10 項は、このような監査上の責任についての監査報告書における記載について規定している。さらに、法令に基づく特定の報告が求められている場合、監査計画にこれらの法令遵守に対する適切な検討を含めることが必要になる場合がある。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《4. 識別された違法行為又はその疑いがある場合の監査手続》</p>	<p>《4. 識別された違法行為又はその疑いがある場合の監査手続》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《(3) 監査手続、並びに経営者及び監査役等との違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション》 (第 19 項参照)</p>	<p>《(3) 監査手続、並びに経営者及び監査役等との違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション》 (第 19 項参照)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>A20. しかしながら、国によっては、法令等により、監査人が一定の事項について経営者やガバナンスに責任を有する者にコミュニケーションを行うことが制限されている場合がある。法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、企業に注意喚起することを含め、適切な規制当局による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為を明確に禁止していることがある。例えば、マネー・ローンダリングに関する法令に従って、監査人が適切な規制当局に違法行為又はその疑いを報告することが求められている場合がある。このような状況では、監査人が検討する事項は複雑であり、監査人が法律専門家に助言を求めることが適切と考えることがある (第22項参照)。</p>	<p>A20. しかしながら、国によっては、法令等により、監査人が一定の事項について経営者や統治責任者にコミュニケーションを行うことが制限されている場合がある。法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、企業に注意喚起することを含め、適切な規制当局による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為を明確に禁止していることがある。例えば、マネー・ローンダリングに関する法令に従って、監査人が適切な規制当局に違法行為又はその疑いを報告することが求められている場合がある。このような状況では、監査人が検討する事項は複雑であり、監査人が法律専門家に助言を求めることが適切と考えることがある (第22項参照)。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《5. 識別された違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション及び報告》</p>	<p>《5. 識別された違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション及び報告》</p>
<p>《(1) 違法行為又はその疑いが監査報告書に及ぼす影響》 (第 25 項から第 27 項参照)</p>	<p>《(1) 違法行為又はその疑いが監査報告書に及ぼす影響》 (第 25 項から第 27 項参照)</p>
<p>A25. 監査人が第 25 項から第 27 項に従って除外事項付意見を表明する場合、違法行為又はその疑いが監査報告書において報告される。特定の他の状況において、例えば、以下の場合、監査人は違法行為又はその疑いを監査報告書において報告することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて財務諸表に対して意見を表明する監査人の責任に加えて、監査人がその他の報告責任を有する場合 (監基報 700 第 43 項参照) 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に従って、監査人が、違法行為又はその疑いを監査上の主要な検討事項であると判断し、当該事項を報告する場合 (監基報 701 第 13 項が適用される場合を除く。) 経営者や監査役等が、監査人が必要と考える適切な是正措置を講じず、かつ、監査契約の解除が困難である例外的な状況において (A24 項参照)、監査人が監査基準報告書 706「独立監査人の 	<p>A25. 監査人が第 25 項から第 27 項に従って除外事項付意見を表明する場合、違法行為又はその疑いが監査報告書において報告される。特定の他の状況において、例えば、以下の場合、監査人は違法行為又はその疑いを監査報告書において報告することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて財務諸表に対して意見を表明する監査人の責任に加えて、監査人がその他の報告責任を有する場合 (監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 39 項参照) 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に従って、監査人が、違法行為又はその疑いを監査上の主要な検討事項であると判断し、当該事項を報告する場合 (監基報 701 第 13 項が適用される場合を除く。) 経営者や監査役等が、監査人が必要と考える適切な是正措置を講じず、かつ、監査契約の解除が困難である例外的な状況において (A24 項参照)、監査人が監査基準報告書 706「独立監査人の

新	旧
<p>監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第9項に従って、その他の事項として違法行為又はその疑いを記載することを検討する場合</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p>以 上</p>	<p>監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第9項に従って、その他の事項として違法行為又はその疑いを記載することを検討する場合</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p>以 上</p>
<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第9項、A7項及びA29項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） <p>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第9項、第10項、A7項、A24項及びA27項） － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） （修正箇所：A7項） <p>・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） 	<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第9項、A7項及びA29項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） <p>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第9項、第10項、A7項、A24項及びA27項） － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） （修正箇所：A7項）

以 上